

意見陳述書

平成26年1月20日

福岡地方裁判所第2民事部 御中

原 告 國 府 朋 江

1 貸与を受けた理由

私は、大学や法科大学院では奨学金を借りていませんでした。しかし、司法修習中は貸与を受けました。それは、2回目の司法試験の受験直前に父親が脳出血で倒れ、失語症という高次脳機能障害が残ってしまったからです。

司法書士をしていた父親が倒れるまでは、私の家は両親が共働きをしていたおかげで、奨学金を借りる必要がありませんでした。しかし、父親は失語症という障害が残ったために、仕事を辞めざるを得ませんでした。父親が残していた借金を一気に返済することを決めた母は、貯金を全て解約して、借金を全て返済しました。そのため、我が家には貯金はなくなり、母親が一家の家計を支えなければならなくなりました。本来であれば、私は、司法試験受験を断念し、直ちに就職先を探さなければならない立場に置かれたのです。しかし、私は、母親の強い支えにより、受験勉強を続けさせてもらうことができました。それだけに何が何でも早く合格しなければと必死に勉強を続けたのです。

そして、晴れて合格した私を待っていたのが、貸与制でした。これ以上母親に迷惑をかけられない、そう思った私は貸与を選択せざるを得ませんでした。

給費制の下では、初任給を使い、親を食事に連れて行ったり、贈り物をしたと聞きます。しかし、私はそのような親への恩返しをすることができませんでした。貸与は借金にほかならないので、親には絶対反対されると

思ったからです。

お給料をもらえるようになった今でさえ、私が母に援助することを申し出ると、自分の生活もそんなに楽ではないはずなのに、母は「借金返さなあかんのやからちゃんと貯めとき。」と、私の申し出を断ります。

もうすぐ62歳になるのに、未だに喫茶店をして父親を養っている母親を、本来であれば、私が援助すべきなのに、それもできません。

それどころか、貸与金返済のための330万円を貯めるために自分に課した貯金のノルマが達成できているか、毎月貯金用の通帳を確認することが癖になりました。

私の夢をずっと応援してくれた両親に、なんの恩返しもできていない上に、貸与金のことで、まだ心配をかけているということが悔しいです。

2 貸与制の影響

私は今30歳ですので、数年のうちに出産ができなければ、妊娠・出産はどんどん困難になっていきます。出産のために産休を取らざるを得ないことを考えると、休んでいる間の生活費や、出産のための費用を貯めなければなりません。しかし、私は今、そのような自分の人生に大きく関わってくる出来事に備えてではなく、貸与金を返済するためのお金を貯めています。貸与金は、一回でも支払を怠れば期限の利益を喪失し、遅延損害金も発生するため、今まで働いたことがなく貯金のない私には、一括で貸与金330万円を返済することなど到底できないという不安があるからです。自分が返済できないのであれば、また親に頼る羽目になるのかと思うと、貸与金相当額を貯めてからでなければ、他の用途へのお金を貯めることなど考えられません。

裁判官の皆様、弁護士業務のかたわら、自分の借金の返済のことが頭から離れないという生活を想像してみてください。返済のための貯金のノル

マが達成できなかった時に、このままでは、貸与金の保証人になってくれた母親に、また迷惑をかけてしまうかもしれないと自分を責める気持ちを想像してみてください。

新司法試験下では、多くの者は、大学及び法科大学院を卒業し、若くて24, 5歳で修習生になります。その場合、弁護士登録をするのは、ちょうど結婚適齢期にさしかかる25, 6歳です。貸与金の返済と結婚・出産に備えて貯金をする必要がある時期ですが、貸与金の返済のための貯金を優先し、出産という選択肢をためらうこともあるのではないかと思います。

ましてや、若く優秀な人たちが、こうした事情を嫌って法律家となる道を選択しなくなるとしたら、日本の司法にとってどれ程の大きな損害になることでしょうか。

3 訴訟に加わった理由

私は、自分の期から貸与制が導入されたのだから、私たちが立ち上がらなければならないという責任感から訴訟に参加しました。私が経験しているようなつらい思いをする人や、結婚や出産をためらう女性の修習生が出てくることを止めたいのです。

裁判所におかれましては、給費制のもつ意義や貸与制が修習生にもたらす悪影響に向き合い、公正な審理をしていただきますようお願いいたします。